

令和2年第5回飛驒市議会定例会議事日程

令和2年9月24日 午前10時00分開議

日程番号	議案番号	事 件 名
第1		会議録署名議員の指名
第2	議案第94号	飛驒市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
第3	議案第95号	飛驒市地域公共交通事業に関する条例の一部を改正する条例について
第4	議案第96号	飛驒市税条例の一部を改正する条例について
第5	議案第97号	坂下辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
第6	議案第98号	山之村辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
第7	議案第99号	飛驒市過疎地域自立促進計画の変更について
第8	議案第100号	飛驒市手数料徴収条例の一部を改正する条例について
第9	議案第101号	飛驒市子ども予防接種費助成条例の一部を改正する条例について
第10	議案第102号	飛驒市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
第11	議案第103号	字区域の変更について（河合町角川IV・V・VI地区）
第12	議案第104号	飛驒市家畜診療所設置条例の一部を改正する条例について
第13	議案第105号	指定管理者の指定について（ひだ流葉スキ一場、飛驒市神岡広域総合交流促進施設、飛驒市流葉自然休養村オートキャンプ場、飛驒市流葉自然休養園コテージ）
第14	議案第106号	令和2年度 飛驒市一般会計補正予算（補正第5号）
第15	議案第107号	令和2年度 飛驒市国民健康保険特別会計補正予算（補正第2号）
第16	議案第108号	令和2年度 飛驒市介護保険特別会計補正予算（補正第1号）
第17	議案第109号	令和2年度 飛驒市情報施設特別会計補正予算（補正第1号）
第18	議案第110号	令和2年度 飛驒市給食費特別会計補正予算（補正第1号）
第19	議案第111号	令和2年度 飛驒市一般会計補正予算（補正第6号）
第20	認定第1号	令和元年度飛驒市一般会計歳入歳出決算の認定について

日程番号	議案番号	事 件 名
第21	認定第2号	令和元年度飛騨市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
第22	認定第3号	令和元年度飛騨市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
第23	認定第4号	令和元年度飛騨市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
第24	認定第5号	令和元年度飛騨市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第25	認定第6号	令和元年度飛騨市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第26	認定第7号	令和元年度飛騨市農村下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第27	認定第8号	令和元年度飛騨市個別排水処理施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第28	認定第9号	令和元年度飛騨市下水道汚泥処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第29	認定第10号	令和元年度飛騨市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第30	認定第11号	令和元年度飛騨市情報施設特別会計歳入歳出決算の認定について
第31	認定第12号	令和元年度飛騨市給食費特別会計歳入歳出決算の認定について
第32	認定第13号	令和元年度飛騨市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について
第33	認定第14号	令和元年度飛騨市国民健康保険病院事業会計決算の認定について
第34	意見第3号	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し 地方税財源の確保を求める意見書
第35	意見第4号	新型コロナウイルス感染症に係る新たな支援制度の創設を求める意見書
第36	意見第5号	防災・減災、国土強靭化対策の継続・拡充を求める意見書

本日の会議に付した事件

日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	議案第94号 飛驒市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
日程第3	議案第95号 飛驒市地域公共交通事業に関する条例の一部を改正する条例について
日程第4	議案第96号 飛驒市税条例の一部を改正する条例について
日程第5	議案第97号 坂下辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
日程第6	議案第98号 山之村辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
日程第7	議案第99号 飛驒市過疎地域自立促進計画の変更について
日程第8	議案第100号 飛驒市手数料徴収条例の一部を改正する条例について
日程第9	議案第101号 飛驒市子ども予防接種費助成条例の一部を改正する条例について
日程第10	議案第102号 飛驒市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第11	議案第103号 字区域の変更について（河合町角川IV・V・VI地区）
日程第12	議案第104号 飛驒市家畜診療所設置条例の一部を改正する条例について
日程第13	議案第105号 指定管理者の指定について（ひだ流葉スキー場、飛驒市神岡広域総合交流促進施設、飛驒市流葉自然休養村オートキャンプ場、飛驒市流葉自然休養園コテージ）
日程第14	議案第106号 令和2年度 飛驒市一般会計補正予算（補正第5号）
日程第15	議案第107号 令和2年度 飛驒市国民健康保険特別会計補正予算（補正第2号）
日程第16	議案第108号 令和2年度 飛驒市介護保険特別会計補正予算（補正第1号）
日程第17	議案第109号 令和2年度 飛驒市情報施設特別会計補正予算（補正第1号）
日程第18	議案第110号 令和2年度 飛驒市給食費特別会計補正予算（補正第1号）
日程第19	議案第111号 令和2年度 飛驒市一般会計補正予算（補正第6号）
日程第20	認定第1号 令和元年度飛驒市一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第21	認定第2号 令和元年度飛驒市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第22	認定第3号 令和元年度飛驒市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第23	認定第4号 令和元年度飛驒市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第24	認定第5号 令和元年度飛驒市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第25	認定第6号 令和元年度飛驒市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第26	認定第7号 令和元年度飛驒市農村下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第27	認定第8号	令和元年度飛騨市個別排水処理施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第28	認定第9号	令和元年度飛騨市下水道汚泥処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第29	認定第10号	令和元年度飛騨市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第30	認定第11号	令和元年度飛騨市情報施設特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第31	認定第12号	令和元年度飛騨市給食費特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第32	認定第13号	令和元年度飛騨市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について
日程第33	認定第14号	令和元年度飛騨市国民健康保険病院事業会計決算の認定について
日程第34	意見第3号	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し 地方税財源の確保を求める意見書
日程第35	意見第4号	新型コロナウイルス感染症に係る新たな支援制度の創設を求める意見書
日程第36	意見第5号	防災・減災、国土強靭化対策の継続・拡充を求める意見書

○出席議員（13名）

1番	小笠原	美保	廣子
2番	上	雅	信孝
3番	口	敬	二朗
4番	ケ	吹	美次
5番	端	浩	博憲
6番	史	清	次
7番	田	純	文
8番	島	文	勝
9番	川	勝	子
10番	村	美	子
11番	山	邦	子
12番	原	谷	寛
13番	葛		徳

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者
の職氏名

市長	都	竹	淳	也
副市長	湯	之	下	宏
教育長	沖	畑	康	子
総務部長	泉	原	利	匡

○職務のため出席した
事務局員

議会事務局長	野	村	賢	一
書記	赤	谷	真	依子

(開議 午前 10 時 00 分)

◆開議

◎議長（葛谷寛徳）

皆さん、おはようございます。本日の出席議員は全員であります。
それでは、ただいまから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元の配付のとおりであります。

◆日程第1 会議録署名議員の指名

◎議長（葛谷寛徳）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により9番、前川議員、10番、野村議員を指名いたします。

◆日程第2 議案第94号 飛騨市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
から

日程第10 議案第102号 飛騨市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

◎議長（葛谷寛徳）

日程第2、議案第94号、飛騨市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第10、議案第102号、飛騨市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてまでの9案件を会議規則第35条の規定により一括して議題とします。これら9案件については、総務常任委員会に審査を付託しておりますので、総務常任委員長から審査の経過及び結果の報告を求めます。

[総務常任委員長 住田清美 登壇]

●総務常任委員長（住田清美）

それでは、総務常任委員会に付託されました、議案第94号から議案第102号までの9案件につきまして、審査の概要、並びに結果について報告をいたします。去る、9月14日、午前10時より委員会室において審査を行いました。

はじめに、議案第94号について申し上げます。本案は、新型コロナウイルス感染症が発生又は発生する恐れがある場合において、感染症防疫作業に従事した職員に対して4,000円を超えない範囲で手当を支給するためのものです。質疑では、なぜ8月1日にさかのぼっての適用なのかという質問があり、8月上旬に、支給対象となる作業の基本的な考え方の統一が図られ、7月中まで対象事例がないことから8月1日とするとの答弁が

ありました。

また、4,000円という上限金額の中で、どのように事例別に金額が設定されているのかという質問がありました。これにつきましては、事例別に金額が明文化されたものがないため、委員からは多くの質問がありましたが、例えば体を触った医師・看護師は、4,000円、疑いのあるものを診察した場合は、3,000円、放射線科や管理課等は、2,000円、また、救急車での搬送については、ドライバーが3,000円、後ろの隊員が4,000円などを想定しているが、今は想定の段階であり、業務内容を限定することは難しいとの答弁がありました。なお、市民病院では、明確に支給できるような準備をしているとのことでした。

次に、議案第95号について申し上げます。本案は、河合・宮川乗合タクシーの使用料について、両町内での移動を一律200円に改定する改正、及び稻越線の減便に伴う代替措置として、デマンド型の乗合タクシーを新設するものです。質疑はありませんでした。

次に、議案第96号について申し上げます。本案は、地方税法の改正により、税条例の改正を行うものです。質疑では、未婚のひとり親に対し、今回の改正をどういうふうに実利を上げるかとの質問がありましたが、事実婚の状況等については踏み込んだ調査ができないので、自己申告により税処理がなされていくものととらえているとの答弁がありました。

また、イベントの中止による寄附金控除をどのように知らしめるのかという質問には、広報等の機会を通じて周知させるとの答弁でした。

次に、議案第97号について申し上げます。本案は、坂下辺地に係る公共的施設の総合整備計画について、新たに市道等の整備等を追加するため、議会の議決を求めるものです。質疑はありませんでした。

次に、議案第98号について申し上げます。本案も議案第97号と同様で、山之村辺地に係る公共的施設の総合整備計画に新たな林道を追加するものです。質疑はありませんでした。

次に、議案第99号について申し上げます。本案は、過疎対策事業債を活用するため、過疎地域自立促進計画に、農産物直売施設整備事業や道路改良等の事業を追加するものです。質疑では、追加する事業の場所は過疎地域なのかという質問があり、過疎地域自立促進特別措置法により、飛騨市全域が過疎地域の指定を受けているという答弁がありました。

また、期間はいつまでかとの問い合わせには、令和2年度までであるとの答弁でした。さらに、この計画にあげておかなければならぬ事業はほかにないのかとの質問には、起債の対象となる道路改良や土地改良などの事業を中心にできる限りあげているとの答弁がありました。

次に、議案第100号について申し上げます。本案は、マイナンバーカードへの移行促進を図るため、個人番号通知カードが廃止されたことに伴い、当該通知カードの再交付に

係る手数料を廃止するものです。質疑では、マイナンバーカードを持たない市民が、通知カードで確定申告をすることなどはできないのか、との質問があり、できなくなるとの答弁がありましたが、後日答弁の修正があり、通知カードの記載内容に変更がなければ、今後も個人番号を証明する書類として使え、確定申告についてもこれまでどおり、通知カードの記載内容に変更がなければ通知カードと運転免許証等で申告を行うことは可能であるとのことでした。

また、トラブルが起きたときの対応マニュアルはあるのかという質問には、マニュアルはないが、ガイドラインやQ&Aはあるとの答弁でした。

次に、議案第101号について申し上げます。本案は、予防接種法施行令の改正により、ロタウイルス予防接種が「任意」から「定期」に変わったため、本条例による助成対象から削るもの、また、季節性インフルエンザの予防接種の助成対象者を、満15歳から満18歳までに拡大するための改正です。質疑では、これは医療費と同じように償還払いなのかとの質問がありましたが、医療機関で2,200円を除いた分を支払えばよいという答弁でした。

次に、議案第102号について申し上げます。本案は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準等の改正に伴い、本条例を改正するものです。質疑では、特定とは何を指すのかとの質問があり、飛騨市が認めた幼稚園・保育園で、8カ所あるとの答弁がありました。

これら9案件について、いずれも、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

以上、当委員会に付託されました審査の報告を終わります。

[総務常任委員長 住田清美 着席]

◎議長（葛谷寛徳）

以上で報告が終わりました。これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

◎議長（葛谷寛徳）

質疑がないようですので、質疑を終結します。これより討論に入りますが、議案第94号、から議案第102号までの9案件については、討論の通告がありませんので、討論を終結し、これより一括して採決をいたします。

◎議長（葛谷寛徳）

議案第94号から議案第102号までの9案件については、いずれも委員長報告は原案を可決であります。

よって、これら9案件は委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（葛谷寛徳）

ご異議なしと認めます。よって議案第94号から議案第102号までの9案件については、委員長報告のとおり可決されました。

◆日程第11 議案第103号 字区域の変更について（河合町角川IV・V・VI地区）
から

日程第13 議案第105号 指定管理者の指定について（ひだ流葉スキー場、飛騨市神岡広域総合交流促進施設、飛騨市流葉自然休養村オートキャンプ場、飛騨市流葉自然休養園コテージ）

◎議長（葛谷寛徳）

日程第11、議案第103号、字区域の変更について（河合町角川IV・V・VI地区）から日程第13、議案第105号、指定管理者の指定について（ひだ流葉スキー場、飛騨市神岡広域総合交流促進施設、飛騨市流葉自然休養村オートキャンプ場、飛騨市流葉自然休養園コテージ）までの3案件を会議規則第35条の規定により一括して議題とします。これら3案件については、産業常任委員会に審査を付託しておりますので、産業常任委員長から審査の経過及び結果の報告を求めます。

[産業常任委員長 井端浩二 登壇]

●産業常任委員長（井端浩二）

それでは、産業常任委員会に付託されました、議案第103号から議案第105号までの3案件につきまして、審査の概要、並びに結果について報告をいたします。去る、9月14日、午後1時より委員会室において審査を行いました。

はじめに、議案第103号について申し上げます。本案は、地籍調査の結果にもとづいて、字区域を変更しようとするものです。質疑では、こういう字区域の変更は、宮川町や神岡町にも及ぶのかという質問があり、今回は河合町であるが、それぞれの地籍調査のつど行うとの答弁がありました。

次に、議案第104号について申し上げます。本案は、家畜伝染病検査をするにあたり、採血技術料を追加するための改正です。質疑では、採血技術料はいくらかという質問があり、基準によれば680円であるという答弁がありました。

次に、議案第105号について申し上げます。本案は、流葉スキー場、Mプラザ、オートキャンプ場、コテージについて、指定管理者を指定するものです。説明では、近年の流葉スキー場の收支状況についても説明がありました。質疑では、採点表での点数が高い理由についての質問があり、指定管理候補者が、有資格者をしっかりそろえられること、地元からも協力の申し出をされるような、地元に密着した信頼の厚い候補者であること、また、市内外の有識者による協議会を設置する提案があることなどが、高得点の要因であろうとの答弁がありました。指定管理料の中身についての質問もあり、Mプラザの増額理由は、平成28年からの暖冬による影響も考慮しているとの答弁でした。また、年間の収益

に利益が発生した場合、公費負担を平準化するために利益の2分の1を市に納付してもらい、後年度のために基金に積むという説明がありました。

さらに、飛騨かわいスキー場との関係についても質問がありましたが、ひだ流葉スキー場は、ここ数年の経営状況しかわかつていないが、飛騨かわいスキー場は今までの経営状況を把握したうえでの指定管理料なので、2分の1のキックバックに関しては、今後検討するとの答弁がありました。

最後に、2分の1のキックバックは、スキー場だけなのか、全施設に対してなのか、また市がプールした納入金はどうするのかという質問があり、キックバックは、一体となって指定する全施設に対するものであること、プールした納入金は、市が後年度に負担が必要になったときに、財源の一部として活用するが、基金のかたちについては、予算編成の中で考えるという答弁がありました。

これら3案件について、いずれも討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

以上、当委員会に付託されました審査の報告を終わります。

[産業常任委員長 井端浩二 着席]

◎議長（葛谷寛徳）

以上で報告が終わりました。委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

◎議長（葛谷寛徳）

質疑がないようですので、質疑を終結します。これより討論に入りますが、議案第103号から議案第105号までの3案件につきましては、討論の通告がありませんので討論を終結し、これより一括採決いたします。

議案第103号から議案第105号までの3案件につきましては、いずれも委員長の報告は原案を可決であります。よってこれら3案件は、委員長報告のとおりに決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（葛谷寛徳）

ご異議なしと認めます。よって、議案第103号から議案第105号までの3案件については、委員長報告のとおり可決されました。

◆日程第14 議案第106号 令和2年度飛騨市一般会計補正予算（補正第5号）

から

日程第18 議案第110号 令和2年度飛騨市給食費特別会計補正予算（補正第1号）

◎議長（葛谷寛徳）

日程第14、議案第106号、令和2年度飛騨市一般会計補正予算（補正第5号）から

日程第18、議案第110号、令和2年度飛騨市給食費特別会計補正予算（補正第1号）までの5案件を会議規則第35条の規定により一括して議題といたします。

これら5案件につきましては、予算特別委員会に審査を付託し、その結果はお手元に配付の審査結果報告書のとおりであります。

予算特別委員会での審査の経過及び結果の報告につきましては、議員全員で構成されました予算特別委員会でありましたので、会議規則第39条第3項の規定により、委員長報告は省略をしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（葛谷寛徳）

ご異議なしと認めます。よって、5案件にかかる委員長報告は省略をいたします。

これより討論を行いますが、議案第106号から議案第110号までの5案件につきましては、討論の通告がありませんので、討論を終結し、これより一括して採決いたします。

議案第106号から議案第110号までの5案件については、いずれも委員長報告は原案のとおり可決であります。よって、これら5案件は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（葛谷寛徳）

ご異議なしと認めます。よって議案第106号から議案第110号までの5案件については、委員長報告のとおり可決されました。

◆日程第19 議案第111号 令和2年度飛騨市一般会計補正予算（補正第6号）

◎議長（葛谷寛徳）

日程第19、議案第111号 令和2年度飛騨市一般会計補正予算（補正第6号）を議題といたします。

本案につきましては、予算特別委員会に審査を付託し、その結果はお手元に配付の審査結果報告書のとおりであります。

予算特別委員会での審査の経過及び結果の報告につきましては、議員全員で構成されました予算特別委員会でありましたので、会議規則第39条第3項の規定により、委員長報告は省略をしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（葛谷寛徳）

ご異議なしと認めます。よって、本案にかかる委員長報告は省略をいたします。

これより討論を行いますが、本案につきましては、討論の通告がありませんので、討論を終結し、これより採決いたします。議案第111号につきましては、委員長報告は可決であります。よって、本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

◎議長（葛谷寛徳）

ご異議なしと認めます。よって議案第111号は、委員長報告のとおり可決されました。

◆日程第20 認定第1号 令和元年度飛騨市一般会計歳入歳出決算の認定について
から

日程第33 認定第14号 令和元年度飛騨市国民健康保険病院事業会計決算の認定
について

◎議長（葛谷寛徳）

次に、日程第20、認定第1号、令和元年度飛騨市一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第33、認定第14号、令和元年度飛騨市国民健康保険病院事業会計決算の認定についてまで、以上14案件を会議規則第35条の規定により一括して議題といたします。

これら14案件につきましては、決算特別委員会に審査を付託し、その結果はお手元に配付の審査結果報告書のとおりであります。

決算特別委員会の審査の経過及び結果の報告につきましては、議員全員で構成されました決算特別委員会でありましたので、会議規則第39条第3項の規定により委員長報告は省略をしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

◎議長（葛谷寛徳）

ご異議なしと認めます。よって、本案にかかる委員長報告は省略をいたします。

これより討論を行いますが、認定第1号から認定第14号までの14案件につきましては、討論の通告がありませんので討論を終結し、これより採決をいたします。

認定第1号から認定第12号までの12案件については、一括採決いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

◎議長（葛谷寛徳）

ご異議なしと認め、これより認定第1号から認定第12号までの12案件を一括して採決いたします。

認定第1号、令和元年度飛騨市一般会計歳入歳出決算の認定についてから認定第12号、令和元年度飛騨市給食費特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの12案件に対する委員長の報告は、認定であります。

これら12案件を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

◎議長（葛谷寛徳）

ご異議なしと認めます。よって、これら12案件は、委員長報告のとおり認定すること

に決定しました。

次に、認定第13号、令和元年度飛騨市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定についてに対する委員長の報告は、利益剰余金の処分については原案のとおり可決し、決算については認定であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

◎議長（葛谷寛徳）

ご異議なしと認めます。

よって、認定第13号は、委員長報告のとおり可決及び認定することに決定しました。

◎議長（葛谷寛徳）

次に、認定第14号、令和元年度飛騨市国民健康保険病院事業会計決算の認定について採決をいたします。本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

◎議長（葛谷寛徳）

ご異議なしと認めます。よって、認定第14号は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

◆日程第34 意見第3号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書

◎議長（葛谷寛徳）

次に、日程第34、意見第3号、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書を議題といたします。本案について説明を求めます。

[新型コロナウイルス感染症対策特別委員長 高原邦子 登壇]

●新型コロナウイルス感染症対策特別委員長（高原邦子）

意見第3号、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書。上記事件について別紙のとおり発案する。令和2年9月24日提出。提出者、新型コロナウイルス感染症対策特別委員会委員長、高原邦子。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書。新型コロナウイルス感染症が世界的に蔓延し、わが国は、戦後最大の経済危機に直面している。地域経済にも大きな影響が及び、本年度はもとより来年度においても、地方税・地方交付税など一般財源の激減が避けがたくなっている。地方自治体では、医療介護、子育て、地域の防災・減災、雇用の確保など喫緊の財政需要への対応をはじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、地方財政は巨額の財政不足を生じ、これまでにない厳しい状況に陥ることが予想される。よって、国においては、令和3年度地方財政対

策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう強く要望する。記。1. 地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税などの一般財源総額を確保すること。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確保すること。2. 地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能の両機能が適切に発揮できるよう総額を確保すること。3. 令和2年度の地方税収が大幅に減収となることが予想されることから、思い切った減収補填措置を講じるとともに、減収補填債の対象となる税目についても、地方消費税を含め弾力的に対応すること。4. 税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税・地方税の政策税制については、積極的な整理合理化を図り、新設・拡充・継続に当たっては、有効性・緊急性を厳格に判断すること。5. とりわけ、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹に影響する見直しは、土地・家屋・償却資産を問わず、断じて行わないこと。先の緊急経済対策として講じた特例措置は、臨時・異例の措置として、やむを得ないものであったが、本来国庫補助金などにより対応すべきものである。よって、今回限りの措置とし、期限の到来をもって確実に終了すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。令和2年9月24日。飛騨市議会。提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、経済産業大臣、経済再生担当大臣、まち・ひと・しごと創生担当大臣。

以上です。

[新型コロナウイルス感染症対策特別委員長 高原邦子 着席]

◎議長（葛谷寛徳）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

◎議長（葛谷寛徳）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。ただいま議題となっております意見第3号については、委員会付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（葛谷寛徳）

ご異議なしと認めます。よって意見第3号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

◎議長（葛谷寛徳）

討論なしと認め、討論を終結し、これより採決をいたします。意見第3号は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（葛谷寛徳）

ご異議なしと認めます。よって意見第3号は、原案のとおり決定されました。

◆日程第35 意見第4号 新型コロナウイルス感染症に係る新たな支援制度の創設を求める意見書

◎議長（葛谷寛徳）

次に、日程第35、意見第4号、新型コロナウイルス感染症に係る新たな支援制度の創設を求める意見書を議題といたします。本案について説明を求めます。

[新型コロナウイルス感染症対策特別委員長 高原邦子 登壇]

●新型コロナウイルス感染症対策特別委員長（高原邦子）

意見第4号、新型コロナウイルス感染症に係る新たな支援制度の創設を求める意見書。上記事件について別紙のとおり発案する。令和2年9月24日提出。提出者、新型コロナウイルス感染症対策特別委員会委員長、高原邦子。

新型コロナウイルス感染症に係る新たな支援制度の創設を求める意見書。新型コロナウイルス感染症の拡大により、医療機関は、その対応に奔走し、介護施設、介護事業所（以下「介護施設等」という。）は、感染におびえながら介護を提供している。こうした中、多くの医療機関では、患者が感染をおそれ、外来の受診を控えたことにより、患者数が減少するとともに、介護施設等でも、感染をおそれた利用者及び新規利用者の減少が起きている。また、感染症患者受入れ医療機関では、感染者のための専用病床の確保、医師及び看護師等の特別勤務体制を整えたことから、入院患者の受入れが減少するとともに、手術、検査、健康診断の先延ばし等が起きている。これらのことにより、医療機関及び介護施設等の収入が大幅に減少し、厳しい経営を強いられている。よって、国におかれては、新型コロナウイルス感染症の影響から医療機関及び介護施設等を守り、安全、安心な医療、介護を維持するため、下記事項について至急対応されるよう強く要望する。記。1. 医療機関及び介護施設等の事業の継続に資する新たな支援制度を創設すること。2. 医療機関及び介護施設等で働く人々の雇用の安定が確保できるよう手立てを取ること。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。令和2年9月24日。飛騨市議会。提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣。

以上です。

[新型コロナウイルス感染症対策特別委員長 高原邦子 着席]

◎議長（葛谷寛徳）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

◎議長（葛谷寛徳）

質疑がないようですので、質疑を終結します。お詫びいたします。ただいま議題となつております意見第4号については、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ござ

ざいませんか。

(「異議なし」との声あり)

◎議長（葛谷寛徳）

ご異議なしと認めます。よって意見第4号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」との声あり)

◎議長（葛谷寛徳）

討論なしと認め、討論を終結し、これより採決をいたします。意見第4号は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

◎議長（葛谷寛徳）

ご異議なしと認めます。よって意見第4号は、原案のとおり決定されました。

◆日程第36 意見第5号 防災・減災、国土強靭化対策の継続・拡充を求める意見書

◎議長（葛谷寛徳）

次に、日程第36、意見第5号、防災・減災、国土強靭化対策の継続・拡充を求める意見書を議題といたします。本案について説明を求めます。

[議会運営委員長 前川文博 登壇]

●議会運営委員長（前川文博）

意見第5号、防災・減災、国土強靭化対策の継続・拡充を求める意見書。上記事件について別紙のとおり発案する。令和2年9月24日提出。提出者。議会運営委員長、前川文博。

防災・減災、国土強靭化対策の継続・拡充を求める意見書。現在、世界は異常な気候変動の影響を受け、各地でその甚大な被害を被っている。我が国でも、豪雨、河川の氾濫、土砂崩落、地震、高潮、暴風・波浪、豪雪など、自然災害の頻発化・激甚化にさらされている。このような甚大な自然災害に事前から備え、国民の生命・財産を守る防災・減災、国土強靭化は、一層その重要性を増しており、喫緊の課題となっている。こうした状況を受け、国においては、重要インフラの緊急点検や過去の災害から得られた知見を踏まえ、国土強靭化を加速化・進化させていくことを目的に、「国土強靭化基本計画」を改訂するとともに、重点化すべきプログラム等を推進するための「防災・減災、国土強靭化のための3か年緊急対策」を策定し、集中的に取り組んでいるが、その期限が令和3年3月末までとなっている。現状では、過去の最大を超える豪雨による河川の氾濫・堤防の決壊、山間部の土砂災害等により多くの尊い命が奪われるなど、犠牲者は後を絶たない。そのため、今後も起こりうる大規模自然災害を最小限に抑え、迅速な復旧復興へつながるよう「防災・減災、国土強靭化」に向けた地域の取り組みには、安定的かつ継続的な予算の確保が

必要である。よって、国におかれでは、下記の措置を講じられるよう強く要望する。記。

1. 令和2年度末期限の「防災・減災、国土強靭化のための3か年緊急対策」の更なる延長と拡充を行うこと。2. 地方自治体が国土強靭化地域計画に基づき実施する対策に必要な予算の総額確保を図ること。3. 災害復旧・災害関連予算の確保や補助対象の拡大を図るとともに、国土強靭化のための財源を安定的に確保するための措置を講ずること。また、その配分に当たっては、社会資本整備の遅れている地方に十分配慮すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。令和2年9月24日。飛騨市議会。提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣、国土強靭化担当大臣。

以上です。

[議会運営委員長 前川文博 着席]

◎議長（葛谷寛徳）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

◎議長（葛谷寛徳）

質疑がないようですので、質疑を終結します。お諮りいたします。ただいま議題となつております意見第5号については、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（葛谷寛徳）

ご異議なしと認めます。よって意見第5号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

◎議長（葛谷寛徳）

討論なしと認め、討論を終結し、これより採決をいたします。意見第5号は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（葛谷寛徳）

ご異議なしと認めます。よって意見第5号は、原案のとおり決定されました。

◆閉会

◎議長（葛谷寛徳）

以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。ここで市長より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

[市長 都竹淳也 登壇]

△市長（都竹淳也）

おはようございます。8月31日に開会いたしました定例会の閉会にあたりまして、一言お礼のご挨拶を申し上げたいと思います。今議会、25日間という長きでございましたが、一般会計・特別会計の補正予算、令和元年度決算の認定、条例の制定・改正等多数の案件につきまして、慎重かつ活発なご審議を賜り、全ての議案につきましてご決定を賜りました。まことにありがとうございました。本会議並びに各委員会を通じて議員の皆様方からいただきました数々のご指摘・ご意見につきまして、これまで同様しっかりと受け止めさせていただきまして、今後の市政運営にいかしてまいりたいと考えております。また、各種答弁におきまして申し上げた事項につきましても進捗を管理しながら取り組んでまいります。また、新型コロナ対策につきましては、状況を的確に把握しながら必要な施策を見極めるとともに、今後の状況によっては対策予算の追加等をお願いする場合もあるかと思いますので、その際はよろしくお願いを申し上げます。また、先ほど意見書として、新型コロナの影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保、医療・介護施設等への新たな支援制度の創設、防災・減災、国土強靭化対策の継続・拡充についての3件を採択をされました。いずれも市にとっては、極めて大きな喫緊の課題でございまして、当市及び市長会においてもこの秋の国要望の大きなテーマとしているところでございます。大変心強く思っておりまして、心から敬意を表する次第でございます。今後も議会と連携をいたしまして、国に対してしっかりとものを言っていきたいと思っておりますので、引き続きよろしくお願いを申し上げます。

以上をもちまして、閉会のご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

[市長 都竹淳也 着席]

◎議長（葛谷寛徳）

以上で市長の発言が終わりました。

ここで閉会にあたりまして、私より一言お礼を申し上げます。本定例会は、8月31日から本日まで、25日間にわたり、皆様方のご協力を得まして、全て承認をいただきました。とくに今回、初めてタブレット端末を導入しての議会でございましたが、大きなトラブルもなく、12月議会に向けて本格的に対応してまいりたいと思います。

また、国への要望として、コロナ緊急対策や国土強靭化対策等の意見書を採択していただきました。今後もコロナウイルスに十分注視しながら経済活動の政策をさらに充実をされますようお願いを申し上げまして、ご挨拶といたします。

それでは本日の会議を閉じ、8月31日から25日間にわたりました令和2年第5回飛騨市議会定例会を閉会といたします。お疲れさまでした。

（閉会 午前10時40分）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

飛騨市議会議長

葛谷寛徳

飛騨市議会議員（9番）

前川文博

飛騨市議会議員（10番）

野村勝憲